

**現門真市立図書館及び
(仮称)門真市立生涯学習複合施設
管理運営等事業**

**(仮称)門真市立生涯学習複合施設
設計支援業務仕様書(案)**

令和2年7月

門真市

目 次

1	本仕様書の位置づけ	- 1 -
2	法令・例規	- 1 -
3	施設設計の基本要件の検討業務.....	- 2 -
4	基本設計業務仕様書案の作成支援業務.....	- 2 -
5	備品レイアウト等作成業務	- 3 -
6	基本設計業務の監修（内観デザイン監修）	- 3 -
7	アンケート調査業務	- 3 -
8	市民等ワークショップの開催業務.....	- 4 -
9	再委託について	- 4 -

1 本仕様書の位置づけ

「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設設計支援業務仕様書(案) (以下「本仕様書」という。)」は、門真市 (以下「本市」という。) が、令和 2 年 7 月 20 日付けで公表した「現門真市立図書館及び(仮称) 門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業」(以下「本事業」という。) における生涯学習複合施設 (以下「複合施設」という。) の設計支援業務について、受託者が行う業務の仕様、基準を示すものである。

受託者は、本仕様書に基づき、業務を実施するものとするが、受託者が本事業における提案書において本仕様書を上回る内容が提案されている場合、受託者は当該提案内容に基づき業務を実施するものとする。また、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、本市と受託者にて協議の上、業務を実施するものとする。

2 法令・例規

本業務は、以下に示す法令等を遵守し、全ての関連施行令・規則等についても最新のものに従い、実施するものとする。

- ・ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)
- ・ 図書館法 (昭和 25 年法律第 118 号)
- ・ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)
- ・ 製造物責任法 (平成 6 年法律第 85 号)
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 (平成 22 年法律第 36 号)
- ・ 個人情報保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
- ・ 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)
- ・ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)
- ・ 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和 45 年法律第 20 号)
- ・ 門真市立図書館条例 (令和 2 年門真市条例第 1 号)
- ・ 門真市まちづくり基本条例 (平成 28 年門真市条例第 3 号)
- ・ 門真市暴力団排除条例 (平成 24 年門真市条例第 2 号)
- ・ その他業務に必要な法令、条例、規則等

3 施設設計の基本要件の検討業務

(1) 基本的事項

- ・ 受託者は、複合施設の設計にあたり、以下の点を踏まえて施設の基本要件についてとりまとめを行うこと。
- 施設の諸元については以下のとおりとし、この範囲内での施設構成を検討すること。

敷地面積	約 3,000 m ²
許容建築面積	約 2,400 m ² ※現在、将来の土地活用を見据えた用途地域への変更を検討しています。
許容延床面積	約 6,000 m ² (門真市生涯学習複合施設建設基本計画 モデルプラン) 新図書館 3,500 m ² 新文化会館 1,100 m ² 附帯施設 580 m ² 管理・サービス 820 m ²
蔵書収容数	35 万冊 (開架・閉架合計)

- ・ 受託者は、別冊 2「(仮称) 門真市立生涯学習複合施設 管理・運営基準書」及び同基準書にかかる提案を踏まえ、運営内容を実現できる諸室について提案すること。なお、諸室、駐車場及び駐輪場等は地上階で構成すること。
- ・ 新図書館、新文化会館の配置については、両エリアの空間が連続し、利用者の多様な活動が相互に感じられるデザインを前提とするが、管理上は、容易に区分できるよう配慮して計画すること。
- ・ 新図書館エリアについて、子どもが図書を手に取りやすく、読みたい本が容易に見つけられる配架を行うとともに、安全に読書ができ、子ども向けの図書イベントなどが企画される、子どもを対象としたエリアの基本要件を整理すること。
- ・ 駐輪場等の配置を検討する際は、門真市まちづくり基本条例に基づく開発事業に係る整備基準等を考慮すること。
- ・ 必要に応じ、7「アンケート調査業務」及び8「市民等ワークショップの開催業務」の内容を適宜反映すること。

(2) 業務内容

- ・ 受託者は、本市と協議の上、複合施設の各諸室について、諸室構成、面積、設備等に係る検討を行い、その結果をとりまとめること。
- ・ 検討にあたり、平面プランやポンチ絵、模式図、ラフスケッチ等を作成すること。
- ・ 内観デザインに関する事項（デザインガイドライン）を整理し、とりまとめを行うこと。

4 基本設計業務仕様書案の作成支援業務

- ・ 受託者は、本市が作成する基本設計業務仕様書案の作成にあたり、その添付資料として上記 3 の検討結果をとりまとめた資料を作成すること。なお、7「アンケート調査業務」及び8「市民等ワークショップの開催業務」の結果を必ず反映させること。

5 備品レイアウト等作成業務

- ・ 受託者は、本市が別途選定した基本設計業務受託者（以下、「基本設計者」という。）が実施する基本設計業務期間中、備品類（書棚、机、カウンター等）の仕様・配置を検討すること。
- ・ 受託者は、備品の検討にあたり、特に重量物の検討を行う際は、基本設計者と協議の上、設計床荷重に適合した備品の設置もしくは設計床荷重の変更を行うこと。
- ・ 備品レイアウト等に関する著作権の扱いについて、備品の配置や内観デザイン等は受託者等の法人に帰属するものとする。
- ・ 次の成果品を作成すること。

成果品	仕様
備品レイアウト図	全体図及び詳細図、縮尺は協議による。
設置備品リスト	

6 基本設計業務の監修（内観デザイン監修）

(1) 基本的事項

- ・ 受託者は、本市ならびに基本設計者が行う基本設計業務に対し、デザインやレイアウト等、3「施設設計の基本要件の検討業務」の意図等を適切に伝達し、基本設計業務の監修を行う。

(2) 業務内容

- ・ 受託者は、本市と基本設計者が行う打合せ・会議に定期的に参加し、基本設計者にデザインや設計上の意図を伝達する。
- ・ 受託者は、本市の依頼に応じ、基本設計者が作成した図面類の確認を行い、指摘事項等があれば指摘を行う。
- ・ 受託者と基本設計者間での協議が整わない場合は、本市が決定等を行う。
- ・ 7「アンケート調査業務」及び8「市民等ワークショップの開催業務」の内容を適宜反映すること。

7 アンケート調査業務

(1) 基本的事項

- ・ 複合施設の賑わい創出やユーザビリティの向上のため、幅広い方々の意見を集約し、施設価値を高めることを目的に実施する。また、複合施設のサービス内容等を検討するための基礎資料として整理する。
- ・ 受託者は、複合施設の設計条件の検討にあたり、市民等ワークショップを開催する前に、アンケート調査を実施し、その結果をワークショップの企画内容や設計条件に反映させること。

(2) アンケートの実施内容

- ・ アンケートの実施時期、設問内容、方法については受託者と本市の協議による。
- ・ 調査対象者は門真市民とし、本市が無作為抽出して調査対象者リストを作成する。ただし、受託者から民間ノウハウを活かした調査対象者の抽出方法について提案があれば、本市と協議の上、認めるものとする。
- ・ 本市が平成24年度に実施した「門真市新体育館・生涯学習複合施設建設基本構想・基本計画」

のアンケート調査の結果も本業務で使用する。

- ・ 公表用資料として、アンケート結果をとりまとめた概要版を作成する。

8 市民等ワークショップの開催業務

(1) 基本的事項

- ・ 子どもの遊びや学び、複合施設のバリアフリーやユニバーサルデザイン等に関する意見を集約し、施設価値を高めることを目的に実施する。また、複合施設のサービス内容等を検討するための基礎資料として整理する。
- ・ 受託者は、複合施設の設計条件の検討にあたり、市民等ワークショップを開催し、その結果を設計条件に反映させること。

(2) ワークショップの実施内容

- ・ ワークショップの実施時期、内容については受託者と本市の協議による。
- ・ 対象者は門真市民とし、子ども（中学生以下）、地域住民、障がい者、高齢者を対象としたワークショップは必ず実施すること。
- ・ 市民ワークショップの開催方法、意見の取りまとめ、施設整備への反映、スケジュール等については提案に基づき、本市と受託者にて協議により決定する。
- ・ 子どもたちが参画するうえで、各学校等の調整が必要な場合は、本市が行う。
- ・ ワークショップの会場は、市施設を使用するものとし、本市が調整する。
- ・ ワークショップに係る資機材については、受託者が用意する。
- ・ 公表用資料として、ワークショップ結果をとりまとめた概要版を作成する。

9 再委託について

- ・ 受託者は、業務を包括的に第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、専門事業者等に委託又は請け負わせることを可能とするが、再委託する業務範囲及び業者について、事前に本市の承諾を得ること。